

浅井基文「21世紀の日本と国際社会」より

2022年3月6日

「ロシアのウクライナ侵攻－問題の所在と解決の道筋－」

<http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/thoughts/2022/1440.html>

ロシアがウクライナに軍事侵攻したことはショックだった。日本、米欧ではプーチン・ロシアに「専制主義」「全体主義」「権威主義」のレッテルが貼られているから、いわゆる西側国際世論がロシアの今回の行動を激しく非難したことは自然の成り行きだった。この非難にロシアがたじろぎ、撤兵決断に踏み切ることになるならば、「西側国際世論の一方的勝利」という結果で終わることになるだろう。

しかし、イソップの「北風と太陽」の寓話に鑑みれば、物事はそれほど簡単ではないと思われる。旅人（ロシア）は北風（西側国際世論）にはますます身構えるばかりだろう。旅人の身構える気持ちを解きほぐすことによつてのみ、外套を脱ぐこと（ウクライナ撤兵）を促すことができる。私たちは太陽的アプローチを考えなければならない。そのためにはまず、旅人（ロシア）の気持ち（問題意識）を理解することから始めなければならない。

1991年に崩壊したソ連の後継国となったロシアは、西側（アメリカ・NATO）に対する緩衝地帯（東欧諸国）を失い、西側の軍事的脅威に直面することとなった。しかもその後の約30年間、NATOの東方拡大と旧ソ連邦諸国のカラー革命により、ロシアを取り巻く安全保障環境は年を追う毎に厳しさを増してきた。

NATOの東方拡大は5回にも及ぶ。すなわち、1999年にポーランド、チェコ、ハンガリー、2004年にルーマニア、ブルガリア、スロヴェニア、スロヴァキア、ラトビア、リトアニア、エストニア、2009年にアルバニアとクロアチア、2017年にモンテネグロ、2020年には北マケドニアと、NATO加盟国は16カ国から30カ国にまで膨れ上がってきた。ロシアにとっての対

西側正面の緩衝地帯は、今やベラルーシとウクライナの2国を残すのみになっている。カラー革命とは、主に旧ソ連邦を構成していた国々で起こった民主化運動の総称である。その中に、2003年のジョージアにおけるバラ革命、2005年のキルギスにおけるチューリップ革命と並んで、2004年のウクライナにおけるオレンジ革命が含まれる。

ウクライナは、主に国の西側（北西部）を基盤とする、親西側傾向が強いウクライナ系住民（宗教的にはカトリック。全人口の約2/3）と、東側（南東部）を基盤とし、親ロシア傾向が強いロシア系住民（宗教的にはロシア正教。全人口の約1/3）によって構成されている、と言われる。オレンジ革命後もウクライナ政情は安定せず、特に2014年のいわゆるウクライナ騒乱によってヤヌコヴィッチ大統領がロシアに亡命した後、ロシア系住民はクリミア住民投票でロシアへの帰属を選択した。

東南部のドネツク及びルガンスク2州も住民投票を行って「人民共和国」成立を宣言し、これを鎮圧しようとしたウクライナ政府との間で内戦状態となった。ロシアとウクライナは、フランスとドイツの仲介を得て2州での停戦（ミンスク合意）にこぎ着けたが、その後も小競り合いが続き、ロシアとウクライナの対立も深まっていった。

2019年にウクライナで行われた大統領選挙で、コメディアン出身で政治にはズブの素人だったゼレンスキーが勝利した。その政治手腕に対しては当初から、内外から厳しい疑問符がつけられ、これといった成果を挙げる事ができないゼレンスキーの支持率はじり貧をたどった。ゼレンスキーは事態を打開するべく、ミンスク合意履行に応じず、国内的にはロシア語の使用を制限するなどロシア系住民に対する締め付けを行い、また、ウクライナのNATO加盟に理解を示すアメリカを公式訪問するなど、ロシアとの対決姿勢を鮮明にすることで国内支持基盤を回復しようとした。

これに対して、ロシアは外交攻勢で局面の打開を図ろうとした。すなわち、1月27日及び28日、ラブロフ外相はロシア・メディアの質問に答える形で、ロシアがアメリカとNATOに対して思い切った外交的アプローチを行ったことを明らかにした。

まずラブロフは、2021年12月にロシアがアメリカとNATOに対して口米間及びロシア・NATO間の安全保障に関する条約・協定案を提示し、これに対するアメリカ及びNATOからの回答を受け取ったという事実を明らかにするとともに、その回答に対するロシア側の立場を明らかにしたのだ。その立場とは次の2点である。

第一、西側がウクライナについて取ろうとしている行動は、アメリカ大統領を含むOSCE諸国首脳が署名した1999年イスタンブール首脳宣言及び2010年アスタナ首脳宣言に盛り込まれた「不可分の安全保障原則」に反するものであり、ロシアは西側がこの原則を遵守することを改めて要求する。

ちなみに、「不可分の安全保障原則」とは、各国は「安全保障取り決め(同盟条約を含む)を選択する固有の権利」を持つが、「他国の安全保障を犠牲にする形で安全保障を強化しない」(アスタナ宣言第3項)ことを言う。簡単に言えば、自国の安全と他国の安全は不可分に結びついていることを認め、他国の安全を犠牲にする形で自国の安全を追求してはならない、ということだ。

第二、ロシアとしては、首脳宣言での約束すら守らない西側に対して、条約・協定という法的拘束力ある文書で「不可分の安全保障原則」遵守を迫る。具体的には、①西側はウクライナのNATO加盟を認めない、②西側はウクライナに軍事力を駐留させず、攻撃型のミサイルも配備しない、以上2点を条約・協定に明記する。

ラブロフは、ロシアがアメリカに提案した条約案に以下の規定が置かれていることも明らかにした。

○第1条 締約国は、相手国の安全保障に影響を及ぼす行動を取ってはならず、また、そうした行動に参加し、もしくはこれを支援してはならない。また、相手国の核心的な安全保障上の利益を損なう安全保障上の措置を実行してはならない。

○第3条 締約国は、相手国に対する武力攻撃または相手国の核心的な安全保障上の利益に影響を及ぼすその他の行動を準備し、遂行するために他国の領域を使用してはならない。

○第4条 アメリカは、NATOのさらなる東方拡大を防止すること及び旧ソ連邦諸国のNATOへの加盟を拒否することを約束する。アメリカは、NATO加盟国ではない旧ソ連邦諸国の領土に軍事基地を設置してはならず、軍事行動のためにこれら諸国のインフラを使用することも、これら諸国との軍事協力を発展することもしてはならない。

○第5条 締約国は、相手国が自国の国家安全保障に対する脅威と認識するような形で軍事力を展開することを控えなければならない。

このようなロシア側の外交攻勢に対しても、アメリカとNATOはまともに向き合うことを拒み続けた。これに業を煮やしたロシアは、ウクライナ南東部2州の独立を承認し、次いでウクライナに対する軍事侵攻に踏み切ったということだ。ウクライナ侵攻の目的について、プーチン（及びラブロフ）は「ウクライナの中立化と非軍事化」に関するウクライナの同意を取り付けられない限り、軍事作戦を止めないことをくり返し明言している。

ロシアが「国連憲章違反の暴挙」という批判を受けるリスクが明らかにならないうクライナ侵攻に踏み切ったのは何故か。もともとロシアは、西側優位の国際秩序に固執するアメリカに対抗して、中国とともに、国連・国連憲章を中心とする民主的な国際秩序の構築を主張してきた。ロシアにとって、ウクライナ軍事侵攻は自らの主張とも矛盾する極めてハードルの高い、危険な選択であったことは間違いない。

そのような極めてリスクの高い行動に敢えて踏み切った（、というより、踏み切らざるを得なかった）ロシアは、よほど切羽詰まった状況に追い込まれていたと理解するほかない。私としては、ロシアがウクライナ侵攻に踏み切らざるを得なかったのは次のように理解するほかないと考える。

そもそも、アメリカと NATO がウクライナの NATO 加盟を認めないことを確約さえしていれば、ロシアの最低限の安全保障は確保されるはずだった。しかし、アメリカと NATO は言を左右にして応じなかった。ロシアとしては、このままずるずると西側に引き延ばされ続けられれば、ウクライナの NATO 加盟という最悪の結果に直面せざるを得なくなると判断するしかなかった。しかも、アメリカも NATO も、ウクライナが NATO に加盟していない現在の状況のもとでのウクライナへの派兵については否定している。

ロシアとしては、このわずかに残されているタイミングを捉えてウクライナ侵攻を敢行することにより、ウクライナから直接に中立化への約束を強制的に取り付けるしかないと判断したと思われる。

しかし、プーチン自身が強調しているように、ロシア、ウクライナそしてベラルーシはいわば「身内同士」だ。ウクライナに対して力づくでロシアの要求を呑ませることは禍根を残すだけで、ロシアにとっての安全保障環境改善につながらないことは目に見えている。プーチン・ロシアの真の狙いは、ウクライナ侵攻という思い切った手段に訴えることによって、アメリカ・NATO から「ウクライナの NATO 加盟は認めない」という明確な言質を引き出すことにあると思われる。

ただし、アメリカと NATO がそういう言質を与える保障はどこにもない。したがって、ロシアとしてはウクライナとの交渉チャンネルを維持し、最悪でもウクライナから「中立化」確約を取り付けたいと考えているだろう。プーチン・ロシアがチャートのない航路に足を踏み入れたことは間違いなく、結果が吉と出るか凶と出るかは予断を許さない。

なお、ロシアはウクライナに対して、中立化だけではなく、非軍事化、さらにはクリミアの既成事実、ドネツク及びルガンスクの全域支配をも要求しているが、これを額面どおりに受け止める必要はないと思われる。むしろ、「中立化」確約を取り付けるために、最初の「掛け値」を高くしているとみるべきだろう。

説明が長くなった。冒頭に述べたイソップの寓話「北風と太陽」に話を戻そう。北風（西側国際世論）では旅人（ロシア）に外套を脱がせることはで

きない。太陽（アメリカ・NATOがウクライナのNATO加盟は認めないという確約あるいはウクライナ自身による中立化の確約）のみが旅人（ロシア）の警戒心を解くことができる、ということだ。

最後に、私たちとしては、西側論調に振り回されることなく、**ロシアがウクライナ軍事侵攻を余儀なくされた原因**をしっかりと見て取ることが求められる。プーチン・ロシアの「専制主義」「全体主義」「権威主義」に原因があるのではない。ロシアの安全保障環境を際限なく損なおうとする西側、特にアメリカの「東方拡大」戦略にあることを見極めなければならない。ロシア糾弾に終始するのは本末転倒であり、私たちは何よりもまず、ウクライナをNATOに加盟させてロシアの息の根を止めようとするアメリカの戦略的貪欲さを徹底的に批判することが求められている。

.....

浅井先生のご快諾を得て、「**21世紀の日本と国際社会**」より転載させていただきました。

サイトに掲載された先生のご略歴を転載させていただきます。

略歴

1941年7月 愛知県生れ

1963年3月 東京大学法学部中退

1963年4月 外務省入省

国内勤務 アジア局、条約局など

国際協定課長（78年～80年）

中国課長（83年～85年）

地域政策課長（85年～86年）

外国勤務

オーストラリア（71年～73年）

ソ連（73年～75年）

中国（80年～83年）

イギリス（86年～87年）

1988年4月 文部省出向（東京大学教養学部教授）

1990年3月 外務省辞職

1990年4月 日本大学法学部教授

1992年4月 明治学院大学国際学部教授

2005年4月 広島市立大学広島平和研究所所長（2011年3月31日退職）

2015年4月 大阪経法大学客員教授